

特定防火対象物
【第701条の34 第4項】

| 消防法区分 | 建 物 用 途 |
|--------|--|
| (1) | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場 |
| (2) | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で特定の施設 ニ カラオケボックス等で特定の施設 |
| (3) | イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店 |
| (4) | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| (5) | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの |
| (6) | イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入所させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項に規定する同法第2条第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 |
| (9) | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの |
| (16) | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの |
| (16の2) | 地下街 |
| (16の3) | 建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。） |